

Title	成尋阿闍梨の渡宋 : 『成尋阿闍梨母集』 覚え書き
Author(s)	伊井, 春樹
Citation	詞林. 1992, 12, p. 32-52
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67325
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

成尋阿闍梨の渡宋

— 『成尋阿闍梨宋母集』 覚え書き —

伊井 春樹

一 成尋の出生

成尋阿闍梨が宋の皇帝に奏上した「奉文」(『參天台五臺山記』(1)延久四年六月二日条)によると、「ム(某)從少年時有巡礼志」と、五台山への巡礼は少年の頃から望みだつたという。許可を得るための情熱を込めた言辞が含まれているにしても、少年成尋を初めとして僧籍にある者にとって五台山はあこがれの聖地であり、巡礼することができればという夢は人々にとって共通のものであつたらう。とりわけ、承和五年(八三八)六月十三日から、帰国する同十四年十二月十四日にいたるまでの詳細な記録である円仁(慈覚大師)の『入唐求法巡礼行記』は、夢を抱く者にとって現実に近いための手引書としての役割を果たし、中心をなす同七年の五台山の記述は胸の踊るような思いで読まれていたはずである。『春記』の長久元年(一〇四〇)九月十二日条に「慈覚大師參五台山之間、師子忽現即失了、仍即取其跡土、婦朝安置今法華堂云々」

と、これは円仁の記録にはないが、書物だけではなく、持ち帰つたという獅子が出現した跡の土までがありがたい証拠として保存され、人々の尊崇の対象ともなっているのである。成尋としてそれは知っていたであらうし、松浦郡壁島から船を出して三日目、「今日浜雀二来船中。如巡礼記」(2)と、円仁の記述を思い出しているほどなので、出発にあたってはその足跡を詳細に点検もしていたようである。もっとも成尋は、『參天台五臺山記』の延久四年十月十四日条に「覚大師巡礼記三卷依宣旨進上」と宋皇帝に献上しているので、それまで持ち歩いてきたようだが、ただ「至巡礼記第四卷隱藏不進上」と巻四だけは隠して呈上しなかつたとも記す。

五台山への巡礼の夢を果たしたいと望んだところで、誰しも実現できるものではなく、それにはかなりの覚悟と決断を必要としたに違いない。母にとって、律師と成尋は自慢の子供で、とりわけ「阿闍梨世の中にいたく仕へ、修法なども、ここかしこひまなくしつ」(3)と世評の高さと貴顕からの厚遇に、母

親としての期待も大きかった。しかし、高德の僧として世の人々から尊崇され、栄達の道を歩めば歩むほど、成尋にとつては心身ともに疲れ、これ以上の世俗的な望みよりも、ともすれば「心のどかに行ひなどしてはべらばや」ということばがしきりに口の端にのぼるようになったという。

『成尋阿闍梨母集』は、延久三年（一〇七一）一月三十日に母はそれまで住んでいた岩倉大雲寺から仁和寺へ移され、その翌日の二月一日ぼんやりと悲しい思いに沈み、急変した自分の生活の意味を反芻しながら筆を執り初め、そこからさかのぼって過去への回想をしていく体裁をとる。今にして思へば、成尋が加持祈禱を勤めて疲れた体で戻ってくると、つい母に対して甘えた愚痴のように「心のどかに行ひなどして云々」と言い続けていたのは、渡宋する心があったからなのだと、一つ一つのことばの背景をとまほぐして自分なりに納得していることとする。成尋にしてみれば、五台山は少年の頃からの夢であったにしても、それまでは現実感のないまま過ごしてきたはずで、年々とも多忙をきわめるようになるにつれ、「修法」などに奉仕させられた「ここかしこひまなく」する日常の生活ではなく、もうすこし落ち着いた真の「行ひ」がしたいとの望みが、少しずつ現実のこととして考えるようになっていったのであろう。

治暦三年（一〇六七）十月五日の後冷泉天皇の、頼通の建立した宇治平等院への行幸、そのはなやかさが喧伝されてほどなく、二人ともあいついで病氣という報、それにともない成尋は

これまで以上に「宇治殿へ参りなどしたまふに、また内裏の御修法とし、道の中に歩き」という暇のなさで、都と宇治との間をかけずりまわるといふありさまとなつてしまふ。その後、宮中には仁和寺宮（性信法親王）が勤めるなど多くの僧達が集められたのにもない、成尋は「護持左丞相二十年」（前掲「奉文」）と、頼通の護持僧として二十年も仕えてきただけに、「（宮中には）よき人あまたさぶらひたまふほどに、しばし」と召されて、宇治に留ることになる。後冷泉天皇の病状は一向に好転しないまま翌年を迎え、「帝いたく悩ませたまひて騒ぐと聞くほどに」と彼女も耳にするほどの世の騒ぎだったようだが、やがて治暦四年四月十九日に四十四歳で崩御してしまつた。それからほどなく頼通の病氣はよくなつたようで、宇治から帰京した成尋は「あさましう夢のやうにもはべる世かな。限りなき御身にも、世のはかなさはかくこそは」と、一段と落胆し、

年ごろよりもなつかしう召しつかはせたまへることの、思ひではべるもいとこそあはれに、

と、帝の死に大きな衝撃を受け、「限りなき御身」にて世の無常からは逃れられないことをいままさらながら痛切に感じるのであつた。

成尋が都に戻って岩倉に入ったのは七月一日、その少し前に七十七歳の頼通はすっかり回復したようで、老少不定とはいへまざまざと目にしたこの現実には、五十八歳となつた成尋はかね

ての夢であった五台山巡礼を具体的に実行する決意を固めるにいたつたのである。彼はすぐさま大雲寺の人々とも相談し、その実施に向けての計画を立てていった。五台山行きは確かに成尋の夢であったにしても、これは個人的な営みなどではなく、供の僧や膨大な費用などを考えると、全山をあげての行動であつたはずである。

「そこに入りて念仏もせよかし」と、母が岩倉の成尋から招かれたのは七月一日以降のこと、その折にはすでに彼の五台山行きは実施に向かつて進められていた。それとは知らない母親にしてみれば、八十一歳にいたるまでこれ以上の幸せはなく、「近き所にて見かよはして、思ふさまにはべる」と、彼女にとつて後は律師と成尋に見とられながら平穩な死を迎えることだけが唯一の望みであつた。ところが、このような晩年になつて彼女の運命を大きく変えたのが、岩倉入りして二年後の延久元年（一〇六九）のこと、のどやかに物語をしている折に、成尋は、
このふさしくゐたる行ひ三年果てて、唐に五台山といふ所に、文殊のおはしましける跡のゆかしく、拝ままほしくはべるを、年ごろ宿曜に言ひたることの、かならずかなふを、六十一慎むべしと言ひたるを、若くはべりしより思ひしことは、のどかに行ひして、人騒がしからざらん所にあらんと思ひしを、今までかくてはべりつるを、年老いり同じくは死なぬさきに、思ふことせまほしきを、
と、彼女にとってまさに衝撃的な告白を受けることになるので

ある。成尋が今勤めている「ふさしくゐたる行ひ」とは、『参天台五臺山記』の壁島を出航した三月十九日条に、「爰東風切扇波瀟高猛。心神迷惑。不修行法。心中念仏」と初日から船は激しい波風に翻弄され、「不覚醉臥」と船酔いする者、「余人頗宜」と平気な者もいる中で、成尋は「予倚懸大袋、終日竟夜辛苦。五箇年間、以不臥為勤。今望此時、殆可退転」と、大きな袋に寄り掛かり、午前六時頃に帆を上げて以来、一晩中苦しみ続けたという。これまで勤めた五年間の「不臥」の修行も、今の波風によつて心がゆるみかねない、と彼は書きつける。ここで「不臥」とするのが本文の「ふさしくゐたる」のようで、「ふさ」は諸注でも指摘するように「跣座」なのであろう。足を組み合わせて修行する結跏趺座を意味しているとする、あるいは「ふざしてゐたる」と本来はあるべきかも知れない。

成尋は、結跏趺座による三年の修行を終えると、若い頃からの望みでもあつた、文殊菩薩の靈験の地である五台山に赴きたいと述べ、この時期にした理由として、宿曜によると六十一歳は慎まなければならぬこと、これ以上年老いると自分の命の方が危なくなつてしまうこと、などによるという。もはやこれ以上待てない、最後の機会というせば詰まった危機感が成尋にはあり、後冷泉天皇や頼通の加持に明け暮れた心身ともに消耗する思いはしたくないとの強い決意で、自分自身を救うためにも念願の五台山に巡礼し、人騒がしくない聖地で「のどかに

行ひ」をしたいと、彼は熱を込めて母に訴えるのである。

成尋にとつては八十を超えた母を残して渡末するのは悲壯な決意であつたはずで、母と約束できることは「もし生きたらば婦りまで来む。失せなば、かならず極楽をあひ見、拝みたてまつるべきことを思はむ」と言うしかなく、ほかにどのよう慰めることばもなかつた。その後の母親は、成尋と別れるという悲しい思いに沈み、早く死にたいとも、生きてこの世で再会したいとも、極楽に往生できるのか、はたしてそこで逢えるものか、などとたゆたう心の繰り返しが、いわばこの作品の基底ともなっているのである。

「跌座」の修行を三年終えると唐へと出立すると打ち明けた母親は、「その三年過ぐるまで生きて(4)、かの唐のいで立ちみじ。今日明日までも死なむ」と、その三年目が明ける時まで生きていたくないとし、そうすれば成尋との悲痛な別離という時に遭遇しなくてすむと決意し、死ぬことを心の支えとするものの、命ばかりは思うにまかせず、その約束の日が近づいたのである。

三年過ぎて、この唐渡りのことまことなるほどに、仏の御具ども、幡や何やと人々して急がせたまふ。

と、彼女は見ないはずだつた出立の準備をまのあたりにするありさまで、命のあることを今さらながら忌まわしく思わずにはいられなかつた。

さて、成尋が渡末に向けて都を離れる時期について、「この

ふさしくゐたる三年果てて」を、諸注は母に渡末を打ち明けた延久元年を起点とし、三年後の延久三年と解釈する。すると成尋は、これから三年後に別れることを母に述べたことになるのだが、それではいかにも間延びのしており、それに肝心の彼の慎まなければならぬ年齢が六十一になつてしまふ。成尋は六十歳の年に五台山に赴き、「のどかに行ひ」をして厄年を迎える計画のはずで、延久三年に出立するのであれば、初めからもっとも用心しなければならぬ六十一歳に合せての出立といわざるを得なくなる。「このふさしくゐたる」とする、現在行なっている「跌座」の勤めは、渡末を決意して岩倉に戻つてきた治暦四年から始められており、今年は二年目、延久二年の来年が三年目に相当し、それは成尋六十歳の年でもあつた。

このように、成尋の出立は当初の計画は延久二年であつたはずで、それは『朝野群載』(巻二十)に収められる成尋の「申文」が「延久二年正月十一日 阿闍梨伝燈大律師位成尋」とあるのによつても明らかであろう。成尋としては、宮中に渡末の申請をし、許可の降り次第その春にでも九州に向かう予定だつたに違いない。しかし、実際はそのようにことはスムーズには運ばず、許可とも不許可とも裁決の出ないまま時間がたつばかりで、余儀なく待機する状態になつてしまつたのである。成尋の「申文」が、一年後の延久三年春の出発のために書かれたものでないことは、内容からも知られらることであるし、またそのような性格の文書でもなかつたはずである(5)。

延久二年の春から大雲寺ではあわただしく荷物の準備が進められ、それも沙汰やみになったように治まったかと思うと、再びその暮から渡宋に向けての「仏の御具ども、幡や何やと」人々の立ち働く姿に、母はただ茫然とながめるしかなかった。延久三年春、成尋は六十一歳という宿曜による慎む年になりはしたが、彼にはもはや後戻りする余裕もないまま、かなり見切発車的に都を離れざるを得なかったのである。

二 母との離別

成尋は、母に対して生きていけば帰国するし、命を失うようなことになれば極楽で再会することを述べ、さらに「唐に渡りて、久しき定三年、さらすは、それより近くもまで来なん」と、渡宋するといっても長くても三年、さらにそれより早く母に逢うため帰ってくる約束する。成尋にとって日本に再び戻って来るといふのは、ひとえにこの世での母の姿をもう一度見るためであった。

二月十六日に門出と聞くにつけ、一日一日その日の近づいてくるのは、母にとってまさに身の削られるような深い悲しみを覚えたはずで、おろおろする彼女の眼前ではただ成尋一行の立の準備だけは着々は進められていた。その忙しい合間にもかかわらず、

阿闍梨、なべての人も読まぬ経、いみじう罪も救ひたまふ、書き出だして、みづから供養して、泣く泣く聞かせたまふ。法橋、また阿闍梨などいふ人々して、よう書き書かせたまふ。例は尊くあはれに聞かまほしきことなれど、悲しきことに、耳にも聞かえず、目も見えぬやうになり果てて、泣くよりほかのこともなく、

と、成尋は一般には読誦しない尊い経を自ら染筆し、また大雲寺の法橋や他の阿闍梨などにも写経させ、経供養をして母に読み聞かせもするのである。母の罪を救い、極楽に往生できることを願うての法要だが、かねて母の望みでもあった、「絶え入らん折、二人（律師・成尋）ならび居たまひて、尊きことども念仏し聞かせたまはんを聞き入りて」とする、いわば先取りの仏事でもあったし、また先例に従うての営みでもあった。先例とは、齋然と寂昭の入宋にともない、母のために両者とも供養していることを指している。

齋然は永観元年（九八三）八月に呉越商人の船に便乗して入宋し、寛和二年（九八六）七月に鄭仁徳の船で帰国を果たす。「本朝文粹」（巻十三）に慶滋保胤による「齋然上人入唐時為母修善願文」が収められているように、齋然は離京に先立つ天元五年（九八二）七月十三日に母のための願文を作らせている。彼は「願先參、五台山、欲逢、文殊之即身」と、五台山への巡礼を望み、渡宋の旨を得て日本を離れるのだが、

仏子心有難忍之事。如來重照見之。老母在堂。行年

六十。其恩是深、不_レ得_レ不_レ報。仏子抛_レ母欲_レ去、即可_レ失_レ孝行。携_レ母將_レ留、亦可_レ乖_レ宿懷。初_レ独思_レ量之、後終相_レ談之。母皆無_レ怨貌、既有_レ勸心。仏子一_レ歎一_レ泣、涙与_レ言落。我母不_レ是人世之母、是善縁之母也。

と、もつとも心残りなのが母との別れであったと述べる。母は六十歳、その恩は深いながら報いることもなく、その母を捨てて離れるのだから、まさに親不孝の誘りを招きかねない。渡宋しないで母をまもって日本に留れば、それは自分の早くからの宿懐に背くことになるし、かといって母に打ち明けるのは母を悲しませることにもなると、彼は思い悩むありさまであった。

ここまでの奮然の計画と心の葛藤の軌跡は、そのまま成尋と重なっており、彼とても渡宋の決意をどのようなつらい思いで心に秘め続け、ついに告白せざるを得なかったことであろうか。ただ奮然の母は、これは願文という性格にもよるのだから、渡宋を恨むそぶりすらなく、むしろ実行を勧めるありさまで、彼は喜びまた涙し、この母の態度は仏道との縁を結ぶ「善縁之母」と称賛する。

奮然はさらに、男女兄弟の二三人とあい議し、

奉_レ因_レ十斎仏菩薩、及弥勒文殊、梵天帝釈像一_レ埵、奉

書_レ妙法蓮華經、仁王般若經各一部。便於_レ常住寺、五

日十講、供養演説。是即為_レ慈母七_レ日_レ所_レ逆修_レ也。

と、經典を書写し、仏像を描き、母のために供養するのだが、これは逆修だという。帰国できなかつた時には、母の法要がで

きなくなるため、あらかじめ死後に行なう仏事を前もって営むというのである。成尋の催す母への供養も、まさにそれを意図してのことであった。奮然は続けて、「仏子不_レ知_レ天加_レ慈母數年、全_レ仏子余命、自_レ唐朝還_レ吾土、再見_レ母面、終遣_レ母喪。又不_レ知_レ母者在_レ此土、而空亡_レ子者於_レ他郷而不_レ婦。唯隨_レ宿習之所_レ催_レ任_レ運命之自然_レ而已」と、天は母の寿命にさらに数年を加え、自分は余命を全うして帰国すれば、母と再会してその臨終に立ち合うことができるかも知れないし、あるいは母は亡くなり、自分はいえれば帰れないまま他郷で命を失ってしまうことになるかも知れないという。どうなるうとも、それは運命のなせるわざで、その自然な流れに身をまかせざるほかはない。年老いた親を日本に残して渡宋しようとする成尋とて立場はまったく同じで、母にはただ生きて帰国すれば再び逢えるであろうし、もし余命尽きればともに極楽へ往生しようと語りかけるしか彼にはことばはなかつた。

母が回想する中に、

昔十五ばかりなりしほどに、三河の入道といふ人、渡る

とて唐に率てたてまつる縫ひ仏、集りて人の見しに、「いかなる人ぞ」と人の言ひしに、「親を捨てて渡る、あはれ」

など人言ひし、何ともおぼえざりし、今ぞ親いかにとあは

れに、これも人はそこそは言ふらめ、今ぞ身を知るにいま

じういかでと、思ひ出でらること多かりけるありさまの、と、十五歳の頃だった長保四年（一〇〇二）六月十八日に、寂

昭（大江定基）が渡宋するために都を出立する事件が書き留められる。三月十五日に入宋を上奏し、許されて六月十八日に離京、翌五年八月二十五日に肥前から出航、帰国しないまま長元七年（一〇三四）に宋で没したという。「日本紀略」の長保四年三月十五日条に「上状。向 大宋国 巡 礼五台山」とし、「百鍊抄」にも同日条に「上状。向 大宋国。巡 礼五台山」。六月十八日首途。天下上下挙首。向 聖人房 受戒。世人云。是真仙也」と、その離京に際しては多くの人々が見送り、また受戒したともいう。彼が都を離れる折、その門出は公任の白河山荘でしことは「公任集」に見えるところで、また「七月七日、舟に乗るにやりたまふける」との詞書を持つ公任の歌によつて、この日に山崎あたりから淀川を下つて難波津へ出立したようである。もっとも、「日本紀略」の永祚元年（九八九）三月七日条によると「入道前参河守大江定基。法名人空。上 状 請 入唐」と、彼は十三年前にすでに渡宋許可の上奏をしているのだが、この結果についてはどのように処理されたのか明らかではない。

『統本朝往生伝』によると、「大宋国清涼山（五台山）」を拝したいとの本願は幸いにも許しを得、出発することになったのだが、その時にあつて「於 山崎宝寺 為 母修 八講。以 静照 為 講師。此日出家之者五百余人」と、寂昭は後に残す母の為に逆修の法華八講を催し、それにあわせて出家者は五百余人にもなったと記す。婦女は車から自らの髪を切つて

講師に渡したともいうのだから、この日の都はまさに騒然とした状況にあつたわけで、成尋母は七十年ばかり後に寂昭母と同じ運命が自分に襲うとは夢想することもなく、その異常な有様をながめていたのである。

成尋は、五台山巡礼を果たした近い例として、当然のことながら奮然とか寂昭が念頭にあつたはずだが、同時に両者とも母との離別には逆修としての法要を修したことも知っていた。成尋としても、同じくそのような離別の儀式は、せめてもの心の慰めであつたろうし、帰国して母と生きて再会するか、さもなければ死後は必ず極楽往生して蓮の上でめぐりあうかが、彼に課せられた使命でもあつた。

すでに述べたように、成尋は三年の跣座の修行が終る延久二年に出立すべく、準備をする傍ら正月十一日付けの「申文」を奏上した。彼がどのような決意のもとに渡宋を思い立つにいたつたのか、そのあたりを知るためにも次に『朝野群載』の「申文」を引用しておこう。

阿闍梨伝燈大法师位成尋誠惶誠恐謹言

請 特蒙 天裁。給 官符於本府。随 大宋国商客帰郷。巡 礼五臺山并諸聖跡等 上 状

右成尋伏尋 往跡 先賢入唐之輩。本懷各以相分。或為

决 法流之奥旨。或為 礼 聖跡之靈勝。互請 天裁於

本朝。方遂 地望於異域。因 茲探 蹟討 深。究 学頭

密之教文。跋 山涉 水。巡 礼幽遠之名地。而某聊開

法門之樞鍵。纔見。教家之伝記。五臺山者。文殊化現之地也。故華嚴經云。東北方有。菩薩住处。名。清凉山。過去諸菩薩。常於。中住。彼現有。菩薩。名。文殊師律。有一万菩薩眷属。常為。說法。又文殊經云。若人聞。此五臺山名。入。五臺山。取。五臺山石。踏。五臺山地。此人超。四果聖人。為。近。無上菩提。者。天台山者。智者大師開悟之地也。五百羅漢。常住。此山。矣。誠是炳。然經典文。但以。甲。於天下之山。故天竺道猷登。華頂峰。而礼。五百羅漢。日域靈山。入。清凉山。而見。一万菩薩。某性雖。愚魯。見。賢思。齊。巡礼之情。歲月已久矣。加。之天慶寬延。天曆日延。天元竄然。長保寂昭。皆蒙。天朝之恩計。得。礼。唐家之聖跡。爰齡迫。六旬。余喘不。幾。若無。遂。旧懷。後有。何益。宿縁所。催。是念彌切也。以。六時六行道。一生齋食。常坐不。臥。勇猛精進。凝。一心誠。及。三箇年。於戲航海之棹。非。不。畏也。偏任。残涯於疊浪之風。懷土之淚。非。不。落也。唯寄。懸望於五峰之月。師跡之遺室。興隆之思豈廢。母老兮在。堂。晨昏之礼何忘。然而先世之因。欲。罷。不。能。今世之望。又思。何事。望請。天裁給。官符於大宰府。隨。商客皈向之便。遂。聖跡巡礼之望。某誠惶誠恐謹言

延久二年正月十一日 阿闍梨伝燈大法師位成尋

これまで入唐した先人たちは、法流の奥旨をきわめるため、また聖跡の靈勝の地を尋ねんとして帝の裁可を仰ぎ、異域にあ

ってそれぞれの本懐を遂げてきた。五台山や天台山は聖地として經典にも説かれていた通りだが、天竺道猷が華頂峰（天台山）に登って五百羅漢をうやまい、日域靈山が清凉山（五台山）に入って一万菩薩を拜したように、自分としても「巡礼之情」をいだくようになってすでに歲月も久しい。天慶年間には寛延が、天曆には日延が、天元には竄然が、長保には寂昭がそれぞれ天恩を蒙って「唐家之聖跡」を訪れたが、自分とても歳すでに六十に迫り、余命とていくばくもない年になってしまっただけに、何としてでも旧懷を遂げたく、「是念彌切」なる思いである。ひたすら渡宋をこいねがいで、「六時六行道」によって一心に「常坐不臥。勇猛精進」の勤めをしてすでに三年に及ぶという。このことばによっても、延久二年の時点で「常坐不臥」の精進が三年とするように、その開始は治暦四年であったことを知るであろう。

成尋は航海への恐れや日本を去ることへの悲しみがあはするものの、それ以上に五峰の月（五台山）を望み、師跡を訪れる願いは強くなるばかりである。ただ、彼にとつて老いた母を残すことだけは深い憂いで、朝夕の孝行の思いを忘れはしないが、やはり渡宋の念はやみがたいとも述べる。許可の官符を大宰府に下していただき、宋の商客の帰帆に便乗し、聖跡を巡礼する望みをかなえてほしい、と成尋は纏纏と訴えるのである。なお、この「申文」の骨子は、二年後の延久四年六月二日に宋皇帝に奏上した「奉文」（『參天台五臺山記』）にも用いられ

ており、「就中天竺道猷登」石橋 而礼 五百羅漢 日域靈仙
入 五臺 而見 一万菩薩。ム性雖 頑愚 見 賢欲 齊」な
どとする一文はそのまま再利用される。さらにこの「奉文」であ
らたに加えられている入宋の目的として、「所 随 身天台真
言經書六百卷灌頂道具三十八種。至 于真言經儀軌 持參
青龍寺經藏 糾 其訛謬」と、彼は天台・真言の仏典六百卷
と灌頂道具三十八種を持参しており、とりわけ經書は長安青龍
寺の經藏で校合し、訛謬を正したいともいう。この青龍寺は、
恵果が空海に佛法を授けた寺として知られており、日本の求法
僧との關係は深い。成尋はその後、仏典六百卷を青龍寺で比較
したかどうかは不明だが、『參天台五臺山記』延久四年十月十
一日に「因 之進 上顯密法門六百卷目錄表」とするので、
宋帝に献上してしまったようである。

成尋は「申文」にまで触れていたように、渡宋を願い出なが
らも心残りや年老いた母のことで、その別れは彼の心に痛切な
悲しみとして持ち続けられたはずである。しかし、彼の情熱を
込めて訴えた後三条天皇への「申文」も判断が下されないまま
時が推移し、その年はずるずると過ぎてしまった。成尋はその
後も上申したのであろうが、保留のままとなり、ついに翌延久三
年二月十六日に彼は待ち切れなくて大雲寺を離れることにした
のである。しかし、宋の商船の動向からすると、急遽二月二日
に出発せざるを得なくなり、いつになろうともあらかじめ予定
されていたことなのではあろうが、正月三十日に仁和寺に母の

引き取りを依頼することになる。顔を見交わしての別離は、母
にとっては耐えられない悲しみであろうし、母を残す成尋にし
ても決意の心が鈍りかねないことであった。このようにして、
正月三十日は母にとって忘れることのできない成尋との別れと
いう、悔恨と絶望の日になったのである。

成尋が宋行き船に乗ったのは、さらに翌年の延久四年三月
十五日、四月十三日杭州着、十六日に「未時与 船頭 共向
宿処。店家廿町許所 置物以 金銀 造食物菓子不思議也」と、
唐人の船頭に連れられて「宿処」に赴き、そこに一行は投宿す
ることになる。かなり立派な造りの家だったようで、家主の張
三郎は献身的な世話もしてくれる。彼が関心を持ったのは、五
月十日条に記す「家主母生年八十五。出来礼拜」とする家主の
母親で、奇しくも成尋の母と同じく八十五歳だったという。こ
とさらこのように年齢まで記すのも、彼は常に母を思い続けて
いた証拠ともいえよう。

三 出国への奔走

成尋の一行が都を離れたのは延久三年二月二日の早曉、山崎
の津の対岸にある八幡から淀川を下り、難波の津から瀬戸内へ
と出ていったようである。三月になって備前から出された成尋
の文によると、「今日なむ筑紫の船に乗りぬる」とあるので、

児島のあたりであろうか、九州へ向かうことになる。当時においては遣唐使船のような公用船が存在しないため、大陸に渡るとなると、成尋が「申文」に記していたように「宋国商客」が帰国する船に便乗するしかなく、日本人による商船はまだほとんどなかった状態である。「商客」は行商人だか、貿易に携わる船主を意味していたようで、その者の判断によって乗船の許可、不許可が決められていたようである。彼が二月十六日の予定を二日に繰り上げたのは、その商客が備前に来ているとの報によっており、乗船の話をつけるため彼は急いで下ることにしたのであろう。しかし、たどり着いてみると、商客はすでに備前から離れて筑紫へ赴いており、彼も便船を求めて後を追うことにしたのである。

その後成尋は筑紫でどのように過ごしていたのか不明だが、八月になっての頃、人が訪れて報告するには、

筑紫よりよべまで来たる人の、「八月二十よ日のほどに、阿闍梨は唐に渡りたまひなんとて、船に乗るべきやうにておはすと聞きし」と申す。

と言っているという。この筑紫より訪れた人というのは、成尋をどうして知っているのか、また母に知らせに来た人と筑紫人との関係はなどといったことは一切明らかではないものの、私はいずれも大雲寺にかかわる人々だと思っている。後にも述べるように、成尋の渡宋は個人的な発想によるとはいえず、それを支えたのは大雲寺であり、また天台系の多くの僧侶たちであっ

た。また、成尋にとっては徒兄でもある肥後守定成や、母方の叔父隆国などの力も大きくあずかっていたはずである。成尋が宋に渡って後も、大宰府には大雲寺のいわば駐在員に相当する僧達がおり、成尋と都の大雲寺との間の連絡係をしていたようである。商客を追いかけた成尋は、交渉がうまく運んだのか、八月二十余日の宋へ帰航する船に便乗することが決まったといつて、その準備をしているというのである。大宰府から大雲寺に連絡が入り、それを大雲寺の使いの者が成尋母に知らせてくれたのであろう。

当時の宋からの船の出入りは、往航は夏、帰航は秋とされはするが(6)、諸記録によると必ずしもそうはなっていない。ただ、この成尋が便乗しようとする八月二十過ぎの船というのは、まさにその原則に従ったような船で、貿易のために夏来航して帰るところなのであろう。記録などには見えないが、博多を訪れ、また備前などのような内海にも深く入って来ていたようである。母のもとには成尋からの文もないため、出航するのかわからないもの、ただ一日一日遠ざかっていくような思っただけは彼女がひしと感じるのであった。

数日後のことであろう、「筑紫へまかる者なり。御文や賜ふ」と言ってきたため、彼女は半信半疑のまま成尋への文を筑紫へ帰るといふ者に託したのである。順調に進めば、八月末に成尋は大陸へと向かったはずだが、船は事故でもあったのか、あるいは成尋側に不都合が生じたのか、彼は乗船していないだけで

はなく、「十月十三日の灯ともすほど」に突然のように帰京してきたのである。これに近い頃の永承二年（一〇四七）十二月二十四日条の『百鍊抄』によると、「渡唐者清原守武配流佐渡国。同類五人可浴徒年之由被宣下。件守武。大宰府召進之。於貨物者納官厨家」と、私に入宋して貿易を営もうとした清原守武は発覚して佐渡に流罪、与党五人は徒刑に処せられ、貨物は没収となったという。このような状況にあるだけに、便船があれば勝手に出国できるような国情ではなく、成尋としても慎重を期さなければならなかったし、それだけになおさら正式に宣旨を得て渡宋したくも思っただけである。

成尋は十月十三日の夜は岩倉に行き、翌日の午後四時頃に再び訪れ、そのままあわただしく淀の津に向かつてしまった。彼の後を追うように「大殿（頼通）よりもこと殿ばらよりも御文どもあれど」とあるため、彼は十四日は朝から有力な貴頭のもとを訪れるなどかけずりまわっていたようで、それは当然なことながら渡宋の宣旨を拝領できるようにとの画策をしていたのであろう。もっとも帰ってきた理由として、彼は「『今ひとたび来て見よ』とありし文の、いとほしさになんまで来たる」と、母の手紙に「もう一度帰ってきて逢ってくれ」と書かれていたためだとする。この手紙というのは、八月二十余日に出航するとの筑紫人の報に、帰国に際して託した文であったようで、これからみても成尋と大雲寺との間では緊密な連絡がなされていたことが明らかであろう。

成尋のこれからの行動は、備中の新山で百日ばかりの勤めをし、正月には再び帰京して「内裏に宣旨申して、賜ばば、本意のやうに唐に渡りて、申して来ん。賜はずは、とどまりてこそはべらめ」というのであった。百日の勤めは、渡宋への実現へ向けての折りであり、六十一歳になった厄年への精進と、さわりなく宣旨の下るのを期待してのことであつたらう。十一月になつて成尋からの文があり、それには「十月二十日ぞ、備中の新山といふ所にまで来たる。正月のほどに人おこせん」とあつたやうで、都から六日後に新山入りし、これから百日の修行、その間正月に人を遣わすというのである。「かならず正月にはまで来なん」と約束していた成尋自身の上京が、手紙では「正月のほどに人おこせん」と表現に異なりを見せるのは、宣旨をめぐっての扱いに微妙な変化が生じたためであらうか。

延久四年の正月が訪れたものの、成尋自身はもちろん使いの者の上落もなく、さすがに岩倉の僧達も心配になつてきたやうで、「御迎へにも試みに」と、正月十四日になつて下ることになり、母は成尋宛の文を託すことにする。「徒歩より参る」と出かけたのは冬の海の荒れるのを恐れたためか、そのあたりの事情は明らかでないが、備前で成尋と出會つて用事はすませたのであろう、使いの僧達はほどなく帰京してきた。二月十四日に成尋から文が届き、それには、

これは、備中より遠き安芸の国といふ所にまで来たり。
唐人ありなし聞きて、四月に京にはのぼらん。

とあり、すでに彼は備中から安芸に足をのばし、そこで唐人の所在を確かめ、あらためて四月に上京しようという。備中に迎えに行った僧達は、「船に乗りたまひしを見て来し」と報告しているので、一月末に百日の勤めを終えた後、成尋は兎島あたりから安芸行きに船に乗り込んだのであろうか、それを見届けて帰ってきたのだという。

昨年十月に帰京した成尋は、正月に上京して「なほ内裏に宣旨申して」と、渡宋許可の宣旨を得ようとしていた。使いの者もよこさないまま一月も過ぎ、二月の安芸の国からの手紙では、四月に京都に戻ってくるという。これはいまだに宣旨の降りないのを督促するためであり、宣旨があり次第、昨年の八月に乗船予定の船便があつたように、今年こそは同じく秋に宋に帰帆する船に乗り込もうとの思いによるのであろう。

三月も末になった二十七日、雨のしきりに降る日だったが、母は「阿闍梨はおはすらん」と、四月には上京するという阿闍梨との再会を楽しみにしていたところ、人が訪れ「周防の国におはしけり」と告げたのである。そしてほどなくであろう、人のもとに届いた文によると、「阿闍梨は筑紫へ唐人尋ねおはすとて、船にのりまたひにけり」との報がもたらされる。成尋は二月に安芸、情報を得て周防に赴き、そこで乗船の話がまとまったよう、彼はすぐさま筑紫の大宰府へ唐人（商客）に会いに最後の国内の移動をしたのである。五月五日、「早く渡りたまひにけり。筑紫の人々も、あはれがり泣きし」と、人々によ

って彼女は決定的な知らせを受けるが、成尋は三月十五日に乗船し、その頃すでに杭州に着いていた。

成尋から連絡があつたのは六月十余日、そこには三月十余日に唐の船に乗ったこと、極楽で再会したことなどがしたためられ、もはや彼女には手の届かない存在になってしまったと思ひ知らされるばかりであった。十月十一日、成尋と行動を共にし、船には乗らなかつた僧からの文があつたが、これには三月十五日の出航から、杭州に着いた状況、天台山へ巡礼することになったことなどがかなり詳細に記されていたようである。文の内容以上に彼女が興味を示したのは、この僧の語つたことばで、

「御房渡したてまつりたる唐人に会ひてはべりき」と語る。「『来年の秋はかならず来ん』とのたまひしかば、春まかりて、秋は具したてまつらんと言ひき」と言ふ。「さればまかりあひて、我も参らむ」とて「往なんとす」と言ふ。

と、成尋を宋に運んだ唐人に出会つたところ、成尋は「来年の秋にはきつと帰国しよう」とおっしゃつたので、自分としても春には宋に出かけて、秋にはお連れして日本にやって来るつもりだ、と言つたのである。この唐人は商客なのであろうが、三月に成尋一行を船で運び、秋になって再び杭州から筑紫にやってきたのである。その唐人とこの僧が出会って成尋の様子を聞いたわけで、船旅の間での会話なのであろう、成尋は唐

人に「来年の秋は日本に帰る」と述べたという。そこで唐人は、「来年（延久五年）春には博多を出航し、杭州で成尋一行を乗せ、秋には日本にやってくるよ」とこの僧に語ったのである。

成尋の乗船した唐人の船は筑紫と杭州との間をかなり定期的に往来していたようで、春に筑紫を出航して杭州に着き、しばらく停泊の後秋に筑紫を訪れるという周期である。唐人と会って成尋の様子を聞いたという僧は、「このような事情なので、来年の春の杭州行きの際には私も乗って出かけ、向こうで成尋と会って日本にお連れする」というのである。

延久五年正月七日、今年の秋には成尋が帰国するはずで、治部の君の文を持って来た僧も、「筑紫へまかで、唐人の渡らんとたよりに参りて、やがて御房のこなたにおはせんに来ん」と、これから筑紫へ下向し、春の唐人の定期便で杭州に向かい、成尋と出会ってそのまま日本に戻ってくるという。母としても心待ちにし、成尋宛ての文を託したものの、その僧は一向に筑紫に赴いた気配もなく京に留まっているとの噂を耳にするにつけ、今更取り返すこともできず、どうなったのかと不安な思いもしたという。杭州まで出迎える僧はほかにいたかも知れないが、ともかくこのような話を聞くにつけ、母はもうすぐ成尋と再会できる喜びに胸をふるわせる思いだっただろう。その年の秋まで母は生きていたのかどうか、成尋は帰国の船に乗らなかったのは確かである。

四 商客孫忠

成尋は延久三年八月二十日過ぎの船で渡宋する可能性もありはしたが、事故によるのか乗船することができず、翌年三月の唐人の船で肥前を離れたのである。四月には一度帰京するという話も立ち消えになってしまったのは、結局申請し続けた宣言を断念したことを意味しているのだろうか。

成尋は母が綿々と綴っている日記の存在など知らないまま、まるでそれと交替するように渡宋に向けて乗船した日から彼は『参天台五臺山記』を記録し始めていった。その書き出しである延久四年三月十五日は、

寅時。於肥前国松浦郡壁嶋乗唐人船。一船頭曾聚香
詔南雄州人。二船頭吳鑄蓋詔福州人。三船頭鄭慶詔泉州
人。三人同心令乗船也。船頭等皆悦給物。密々相構也。
志与物。米五十斛。絹百疋。褂二重。沙金四小両。上紙百
帖。鐵百廷。水銀百八十両等也。同乗唐人船人。頼縁供奉。
快宗供奉。聖秀・惟観・心賢・善久・沙弥長明。不乗
船還人。永智・尋源・快尋・良徳・一能・翁丸。拭涙去。
辰時依西風吹不出。船在壁嶋西南浦。……海辺人來時
諸僧皆隠入一室内。閉絶音。此間辛苦不可宣尽。
などとあり、出航の状況をかなり詳細に知ることができる。ま
だ朝暗い寅の刻に乗り込んだ宋の商船は三艘で一船団をなして
いたらしく、第一船の船頭曾聚は南雄州人（広東省）、第二船

の呉鑄は福州人(福建省)、第三船の鄭慶も泉州人(福建省)といった出身で、この三人が心をあわせて成尋一行を乗船させてくれたのだという。内密の相談により、船頭に宋までの船賃(7)として「米五十斛、絹百疋、樹二重、沙金四小両云々」などかなりの物資を支払っているが、これ以外に渡航の方法がないとすると要求されるままにせざるを得なかったであろうし、また逆に成尋がこれだけの代価を支払ったというのは、個人的な計画ではなかった証左でもあろう。これは乗船のために必要とした船賃に過ぎなく、大陸に運んだ物資はこれの数倍にもほぼっており、その膨大な費用の調達をはじめ、船に積み込むまでの輸送手段など、成尋の背後には大きな組織があったことを予想させる。

さて、宋の商船に乗り込んだのは、成尋のほか頼縁・快宗・聖秀・惟観・心賢・善久・長明の七人、下船したのは永智・尋源・快尋・良徳・一能・翁丸の六人であり、この両者をあわせた十三人が最後まで成尋と行動をともしていたようである。「拭涙去」とするのは、母に人々が語った「早く渡りたまひにけり。筑紫の人々も、あはれがり泣きし」とするのを指しているのである。下船の僧の大半は岩倉から供をした者であろうが、その後筑紫にとどまって宋の成尋と都との連絡その他を果たしたことはすでに述べたところである。

成尋は宣旨の下付を最後まで求め続けたものの、それは実現しないまま乗船したためであろうか、海辺の人が船に近づくと

皆一室に入り、戸を閉めて音も出さないようにしていたという。「此間辛苦」と、出航するまで成尋一行は人に発覚するのを恐れて船室に隠れるなど、ことばには尽くせない辛苦があったようである。それと出航の地として壁嶋というのはあまり記録には見ない地名だけに、商船としても密行者を運ぶだけに用心したのであろうし、それだけに船賃も割高になったのではないだろうか。

ところで、成尋が渡宋のために探し続けていた「唐人」というのはこれら三船の船頭ではなく、「申文」にもあった「宋国商客」を意味するが、それは『統本朝往生伝』に記される「私付・商客孫忠商船」とする、密かに乗船した「商客孫忠」を指す。いわば孫忠は杭州と筑紫とを結ぶ定期的な商船のオーナーであり、貿易主でもあったようである。この孫忠こそ、実は宋の日本進出に重要な役割を持っていた人物であり、日本の対外関係の交渉相手としても大きな存在だった。

孫忠の名が日本の記録に留められたのは「帥記」の治暦四年(一〇六八)十月二十三日条がもっとも早い例ではないかと思うが、

件商客参来者、延喜之比被、定年記之後、或守、彼年記被、從、廻却、或優、其参来、被、聽、安置、抑件孫告年記相違、頻企、参来、尤々被、放却、者了、

と、「孫告」(8)、「孫吉忠」「孫忠」の誤写)が取り決められた年記を無視してしきりに日本を訪れることが陣定での討議

事項として取り上げられている。これは以前から日本政府にとって頭の痛い問題だったようで、『小右記』の寛弘二年（一〇〇五）八月二十一日条に「宋人定年紀可_レ来由給_レ官符了、而不_レ待_レ彼期_レ早来、若可_レ被_レ追却_レ者、早任_レ彼官符_レ可_レ被_レ追却_レ歟云々」と、宋人の来朝は「年紀」（最小限二箇年）（9）の取り決めがあるはずにもかかわらず、それを無視して訪れるからには、「官符」の規定に従って帰港を認めず追放すべきではないかという。この日の協議の結論としては「早可_レ追却_レ之由定申了」となったものの、「令_レ見_レ左府（道長）気色、似_レ可_レ被_レ安置」と道長の意向もあって、翌二十四日には「可_レ安置_レ之由被_レ下_レ宣旨_レ了者」と、追放から一転して安置することが決められたのである。この背景には「唐物内裏焼亡間悉以失了、殊撰可_レ然之物被_レ交易_レ有_レ何事_レ乎」と、長保五年（一〇〇三）九月に内裏造管があったものの、珍重すべき唐物はすべて焼失しているため、格別に選択した品物だけの交易には何の不都合があるうかという、実利的な政策を優先しての決定であった。

この事実象徴されるように、当時の日本の対外方針は、宋との交流を積極的に図っていこうとするのではなく、できるだけことを荒だてないその場限りの消極的な処理をしながら、珍しい唐物だけは手に入れたいという方法でもあった。政府間の交流が不活発でありながら、一方では貴族たちの唐物に対するあこがれから、宋との関係はとかく一方的で、それだけに私買

易なり、密貿易の横行という状態にもなっていた。『小右記』の長元元年（一〇二八）十一月二十九日条にも「大宋国商客文裔等、定申可_レ廻却_レ之由、若可_レ返_レ給_レ貨物_レ歟、延喜間近代定雖_レ有_レ廻却_レ、宮不_レ被_レ返_レ貨物、此間可_レ定申_レ者」と、これも年紀を無視しての来航に、「延喜」の規定によって「廻却」を適用すべきかどうか、宮中に贈られた品物を返却すべきかどうか、などといった論議が繰り返されているのである。品物を受納したとなると、相手を正式に使節と認めたことになりかねないし、そうなると返しの品をどうするか、といった問題とも絡んでくる。

『帥記』の記述に戻ると、ここで「延喜之比被_レ定年記」とするのは、右の『小右記』でも触れられているように、まだ唐が存在した延喜年間という百年前の規定をここで適用しようとしているのである。これまで「廻却」に従わせたり、来航を優先してそのまま日本に留める「安置」をしてきたこともあるが、それにしても孫忠は「年紀」の違反はともかく、「頻企_レ参来」とあまりにも頻繁な往来であるという。これは成尋の渡宋する四年前のことで、当然孫忠の存在を彼は知っていたであろうし、孫忠に話を通じれば渡宋の可能性もあると考えていたに違いない。

孫忠は宋の商客であるだけに、通商を目的としての来航ではあったが、ただ彼には宋皇帝から別の大きな使命も与えられていた。同じ『帥記』承暦四年閏八月五日に「唐人孫忠愁状云々」

とあり、十四日条に「宋朝商客孫忠持參錦綺、可^レ被^レ納敷、若被^レ納者、可^レ有^レ答信物 敷者」と、孫忠の贈った錦綺を受納すべきかどうか、受け入れるとすると「答信物」が必要になるかなどとする。これほどに錦綺が問題となるのは、商客孫忠個人の贈物ではなく、その背後には宋朝が存在していることによる。「帥記」の同月十四日の記事に、

大宋国錦綺事、近来有^レ被^レ問之事者、一定之後、可^レ被^レ量行 敷、次人々同^レ之、予定申云、大国皇帝被^レ献方物早被^レ交納、於^レ事可^レ穩、但件事近日有^レ被^レ尋問經平朝臣 云々、然則經平朝臣并申之後可^レ遣^レ返牒 敷、至^レ于答信物者、毎度不^レ可^レ返遣 敷、次々人々略被^レ同^レ之、

と、これは宋国皇帝からの錦綺であるため納めるべきであり、先日經平朝臣が孫忠に尋問もしているので、その意見を聞いた上で、宋国へ「返牒」をつかわすのがよいとする。ただし贈られた品物に対して、いちいち返し品の用意する必要はないのではないか、というのである。

あまり詳細な考証は省略するが、「帥記」や「水左記」等によると、同年四月に孫忠は宋朝の国書を持参して筑紫に来航したため、筑前守とか肥後守などが尋問し、その報告書なのであるが、「日記」を書きまとめた。その国書に問題もあつたようだが、解決のつかないままになったことによるのか、孫忠は越前に入港し、そこから宋皇帝の文書を差し出そうとしたので

ある。さまざまな論議を経て、国書だけは越前から受け取り、孫忠は大宰府から上陸すべきであるとの結論を得ることになる。このように、孫忠はいわば宋国の使節として来朝する性格も有していたのであり、国交をどのように結ぶか方針が政府にはなかっただけに、贈物を受け取るか、返品するか一つでも大騒ぎの状況だったのである。

宋の神宗皇帝が即位したのは、日本でいえば治暦四年のこと、積極的な対外政策を推し進めた時代でもあり、日本にも商客などを通じて通商をしばしば求めてきていた。諸記録に孫忠の名が登場するのもそのような背景があつたのであろうし、あまりに多過ぎる昨今に、「百鍊抄」承暦二年十月二十五日条に、

諸卿定^レ申大宋国貢物事。賜^レ唐黄等^レ也。此事已為^レ朝家大事。唐朝与^レ日本。和親久絶。不^レ貢^レ朝物。近日頻有^レ此事。人以成^レ狐疑。

とするように、正式の国交のないまま頻繁な「宋国貢物」に人々は「狐疑」をいだくありさまだったという。このような複雑な状況のもとに成尋が渡宋を願ひ出、なかば強引に初志を貫くように渡海したことは、修行したいとの意志の強さを示した美談でもあろうが、政治的にみればまた異なった判断もできるようである。

五 帰国しない成尋

齋然の渡宋は、五台山への巡礼など宗教活動が目的であったのだから、それを受け入れた宋朝はそれほど単純に考えていたのかどうか、『宋史』日本伝には日本の歴代天皇の名を初めとして、国土や風土、それに金の産出地まで齋然によって語られたと記録されるように、いわば外国を知るのに都合のよい入国者でもあった。すでに引用した『本朝文粹』に納められる母のための「願文」に「本朝久停、乃貢之使、而不遣」と、承和三年（八三六）の第十七次遣唐使以後兩國の正式な国交は途絶え、「貢之使」とするよう使者を遣わされることもなかった。彼がどのような宣旨を得て入宋したのか不明だが、宋朝では齋然を十余国の朝貢国の列に加えたという（10）。そのような意図を日本の政府は持っていなかったはずだが、齋然は宋朝になつての最初の朝貢使として歓迎され、その後の東方外交にも大きな影響をもたらしたはずである。

宋の神宗皇帝はますます外国との交渉を積極的に推し進め、高麗や日本への航路の港として明州を開放し、各国へ朝貢を求めめるようになつたようである。『百鍊抄』の承暦二年十月二十五日条を引用したように、あまりにもたび重なる宋皇帝からの朝物に「狐疑」を持ったというほどだから、日本の官僚たちはその意図するところがはかりかねたようでもある。承保三年（一〇七五）六月二日条に、

諸卿於殿上。定申大宋国返信物事。或云。可遣和琴。或云。可遣金銀類。或云。可遣細布阿久也玉。先於陣唐人孫忠信対問事。

と、大宋国への返信物は何がよいのか、「和琴」だとか「金銀類」、「細布」「阿久也玉」（真珠）等と侃侃諤諤の議論の果て決まらず、陣に孫忠を招き入れてふさわしい品物を尋ねるありさまであった。このような場にも孫忠の姿を見ろというのは、彼がたんなる商客ではなく、宋皇帝の意向を受けて深く日本の宮中にも入り込んでいたことを示しているであろう。また、永保元年（一〇八一）十一月二十五日には「諸卿定申大宋国牒状事」と、宋皇帝の国書に対して返書をどうするか討議があり、これについても『帥記』『水左記』に詳しいが、最終的には翌二年十一月二十一日に「遣大宋返牒。整遣李朝。左中弁匡房朝臣書之」と、匡房によって返牒がしたためられ、それは孫忠が帰国するのに託されたのである。

宋朝としては、正式な国書を取り交わすことによって通商をより活発にしたいとの思いで贈物の攻勢をかけ、「牒」を執拗に求めたのだから、日本側は積極的に対処しようとの意図はあまりなかった。そのような状況だけに、宋としては朝廷ともつながりのある高僧の入宋はむしろ歓迎すべきことで、それによって対外的な政策に利用しようとしたのである。日本の政府としても、そういった宋朝の意図を知つてもいただけに、とりわけ神宗皇帝の出現以降は高僧の渡宋について慎重にならざ

るを得なかった。成尋の渡宋申請は、これまでも考察してきたように宣旨の下付はなかったが、また否決されたわけでもなかったようである。これについて、「おそらく、加持祈禱にすぐれた効験を發揮するこの高僧の渡宋を、朝廷をはじめとする貴顕の間に許したくない空気が強かったからなのであろう」（講談社学術文庫）とする、いわば成尋の宮中における存在の貴重さから解釈しようとするのがこれまでの立場であった。しかし、成尋は宮中社会に不可欠な人物であったわけではなく、後冷泉天皇の加持にも宮阿闍梨など多くの僧が参加し、彼は頼通の護持僧ということもあつたにしても、最後まで天皇のそばに留つてはいなかった。

当時の政府にとって、対外政策はまったくの無策といつてもよい状態で、そのつど対処して決断するか、決定を先にのぼすしか方途はなかった。成尋の渡宋申請にしても、それがどのような事態を招くことになるのか判断がつかないまま、いわば保留の状態で放置され、最終的には黙認といったことになったのではないかと思う。高僧であるが故に手離さないのであれば、拒否の判断を当然出してしかるべきであらう。成尋としては、何とでも宣旨の下付を得るよう最後まで努力したのは確かで、許可のないまま密航するしかないかと決断した彼にとって、壁嶋で乗り込んだ船が出航するまでは不安な思いで過ごしたことであろう。

成尋は宋に渡って後天台山に赴き、ついで六月五日には五台

山への巡礼を願ひ出るが、閏七月五日にはその許可が降り、皇帝謁まで許されるという厚遇ぶりだ、これなども宋朝の対外政策の一環と考へての対処と考へても誤りはないであらう。彼は延久五年三月四日、祈雨の法によって大雨を降らせ、人々を感嘆させるとともに、皇帝の信頼を勝ちえたのは確かである。それがために、成尋は宋朝から帰国するのが許されなかったとするのもまたこれは一面を述べるに過ぎない。

母の記すところによると、筑紫から文を持ってきた僧は、成尋を運んだ唐人（孫忠）と面談し、延久五年秋には帰国すると言っていたとのことなので、「自分も春の便で杭州に渡り、お連れしてともに帰ってきたい」と述べたという。成尋は、渡宋した年に天台山・五台山に巡礼し、翌年には祈雨の法によって皇帝の称賛を得て善恵大師の号と紫衣を賜るという榮譽に浴することができ、まさに延久五年の夏か秋には乗船して帰国できる状態にあつたし、それが一行の予定でもあつた。

『参天台五臺山記』の最後は延久五年六月十二日の記事で、それには、

天晴。卯時陳詠来。相一定新釈経仏像等。買船可。預送。并賜。預大宋皇帝志。送日本。御筆文書至。于物実者入。孫吉船。了。五人相共今日乘。孫吉船。了。

とするので終つており、渡宋した七人の僧の内五人が、昨年と同じ孫吉（孫忠）の船に乗り込んだという。唐人の孫忠は、来年の秋には迎えに行つて必ず日本にお連れすると明言したよう

に、彼は約束を果たしているのだが、ただ成尋はこの船には乗らなかつた。陳詠は日本に五度も出かけたことがあるという通訳で、成尋の勤行する姿を見て自分も発意し、四月十二日に仏道に仕える身となつた者（僧名悟本）である。經典、仏像等を買ひ求め、さらに宋皇帝の志による「御筆文書」とともに孫忠の船に運び込み、供僧の五人が帰国の途についた。

渡宋の目的をすべて果たした成尋は、帰国の約束をしておきながらどうして孫忠の船に乗らなかつたのか、皇帝から引き止められた様子もないし、格別な感懐も記してはいない。『成尋阿闍梨母集』は延久五年五月五日の記述の後、極楽を希求する思いを綴つたところで終つてゐる。あるいは、この後しばらくして母は亡くなり、しかもこの年の孫忠の船が五月中旬にでも筑紫を出航したのであれば、その情報は成尋の耳に達することになる。皇帝からの「御筆文書」が渡されていたというのは、図書であるだけにおろそかな扱いをすべきではなく、成尋が帰国するのを知っていたからこそ下付されたはずで、供僧の帰国に過ぎないのであれば託すことなどあり得なかつたに違いない。すると、成尋はぎりぎりまで帰国するつもりでいながら、最後になつてそれを取り止めたことになる。ただ、六月になつて孫忠の船が杭州に入つたとの記録を成尋もしていないだけに、これもたんなる想像に終つてしまふかも知れない。

もっとも日本の情報は孫忠からだけとは限らないようで、五月二十日成尋は杭州入りし、二十一日に「辰時通事陳詠来。劉

緝・李詮従。日本 来由。告 一乘房乗船来 者。乍 悦迎、送、人処皆船頭等相共来拜。點 茶并分 酒二瓶」了。六船頭各一瓶。有 坐禅供奉・円宗房・清水四禅師書。即披 緘之処感涙頗下」と、「六船頭」とするように日本から六艘もの船の入港があり、ここで思いがけなくも一乘房永智が乗船してたことを知るのである。永智は昨年三月に壁嶋を離れた折に下船した一人で、母の日記に筑紫から文を持参し、唐人の船に乗つて迎えに出かけると語つた僧と同一人物なのである。「さればまかりあひて、我も参らむ」と言つていたように、孫忠の船ではなかつたが、まさに成尋が帰国する時期にあわせて杭州を訪れたのである。

それだけではなく、永智が預つたのであろう、坐禅供奉・円宗房・清水四禅師の消息もあり、読みながら成尋は感涙でむせぶありさまだつた。昨年の成尋の場合、かなり雨風のため停泊した日数が多かったせいもあるが、壁嶋から杭州までは三週間余かかつており、今回の航海を二十日とすると、永智の船団は五月初めに出航したのであろうか。すると母はまだ健在であり、その死を知つて成尋は帰国を諦めたという想定は無理になり、宣旨の下付のないままの密航に対するためらいによるのか、さらに仏道へのあくなき精進のやみがたい思いが彼を留らせたのか、別の理由を考える必要があるだろう。

『参天台五臺山記』の最後の六月十二日条を書き終えると、成尋は帰国する五人の僧にこの記録を託し、二人の僧とともに

宋に留ることにした。杭州を出航した孫忠の船がどのような航路をとって筑紫に渡ったか知らないが、その後の弟子たちの消息は同年十月の『百鍊抄』に、

入唐僧成尋帰朝。大宋皇帝被_レ 献_レ 金泥法華經。一切経。錦二十段。

と、宋皇帝からの献上品を届けたことによって、無事に帰国していたと知る。ただ、ここで成尋自身が帰国したように記されるが、弟子たちの誤りである。成尋は宋皇帝から預った贈物を帰国僧に託したに過ぎないが、結果として彼は宋朝の使命を帯びた役割を果たしたにもなる。承保二年（一〇七五）正月二十六日の条に「左大臣以下参入。大宋国皇帝付_レ 入唐闍梨成尋。献_レ 貨物_レ 有_レ 之」と、再度献上品のあったことが記され、さらに同年十月二十六日条には「諸卿定_レ 申_レ 諸道勸_レ 申_レ 大宋皇帝付_レ 成尋_レ 所_レ 献_レ 貨物_レ 納_レ 否_レ」と、成尋のもたらした宋皇帝の品物を受納するか否かが陣座での議論の対象になる。献上されて二年も過ぎていながらその対処に苦慮しているからには、その後の追加があったのかと思いたくもなるが、『水左記』の同日条に「今日陣定也」とし、以下割注で「大宋国皇帝付_レ 成尋阿闍梨弟子等帰朝、被_レ 献_レ 經論錦等、可_レ 納_レ 否_レ事」と、弟子などの帰国にともなうて託された品物であることが明らかにされる。

十一月五日には、どのような贈答品が適当か、右大臣師房は外記に命じて先例を調べさせる始末で、すでに記したように、

翌承保三年六月二日には和琴か、金銀類か、細布か、真珠かと品物の候補が列挙され、掲げ句には孫忠に相談を持ちかけることになる。その結果がどのようなようになったのか不明だが、いかにも悠長な対応だけが目についてくる。さらに、注目すべき記述が、孫忠に相談した同じ六月二日の『水左記』には、「大宋国方物使等悟本与_レ 孫思文告_レ 对問之由、或云火取玉、水銀、美乃長絹、真珠、或云、長絹、細布、金銀類、或云、被_レ 和琴相加_レ 何事有_レ 哉」と、「孫思文告」は孫忠吉だが、もう一人の問答した人物に「悟本」の名が記される。これは成尋が杭州に着いた時から通訳をしていた陳詠の僧名で、五度も日本に来たことがあるという人物である。彼が成尋のもとから離れていつ日本に来たのか明らかではないが、あるいは延久五年に五人の供僧とともに孫忠の船に乗ったのかも知れない。

成尋が帰国僧に預けた宋皇帝の贈物、それを受け取るかどうか、贈答品は何がよいのか、それだけのことで三年間も要しての論議は、政府の対外政策のなさを示すことではあるが、それは通商関係だけではなく、国交とも絡むだけに慎重に対処する必要があったのは確かである。大宋への返隙が使わされたのは、それからさらに三年後の承保二年十一月になってのことであった。このように宋皇帝神宗は、商客孫忠だけではなく、さらに入宋した僧成尋までも利用して日本へ開放を求め続けたのである。そういった国際情勢にあるとも知らず成尋は母を置いて渡宋し、結果として宋朝の対外活動の一翼を担いはしたが、

本人はそのような思惑とは別の世界で理想とした「心のどかに行ひ」をしたはずで、滞在九年後の永保元年（一〇八一）十月六日に七十一歳で亡くなったという。

注

(1) 本文は、島津草子『成尋阿闍梨母集・参天台五臺山記の研究』（昭和三十四年刊、私家版）と平林文雄『参天台五臺山記 校本並に研究』（昭和五十三年刊、風間書房）により、私に返り点等を付した。

(2) 『入唐巡礼求法記』（東洋文庫）では志賀島を夜半に出航して十日目の六月二十七日条に「疲「鳥」信宿して去らず」とあるが、これを指すのであろうか。成尋の記すように「浜雀」は見当たらない。

(3) 『成尋阿闍梨母集』の本文は、拙編『妻成尋阿闍梨母集』（貴重古典籍叢刊別巻一、角川書店、昭和六十二年刊）により、句読点を付したり、一部漢字にあらためた。

(4) 諸注（島津草子『成尋阿闍梨母集・参天台五臺山記の研究』、平林文雄『成尋阿闍梨母集の基礎的研究』、宮崎莊平『成尋阿闍梨母集』講談社学術文庫）いずれも「生きて」とし、「その三年の修業がすむまで生きていて、その渡宋のための出立を見まい」と解釈するが、日本語的な表現としては「生きて」とすべきであろう。

(5) 岡崎和夫氏も、治暦四年から「跣坐」は始まったとす

る。「成尋の渡宋宣言をめぐる問題」（「解釈」昭和六十年八月）

(6) 出航場所と時代は異なるが、渤海国から日本への航海は、季節風を利用した帆走だけに「冬来夏帰」というサイクルが多かったようである（上田雄『渤海国の謎』講談社現代新書）。

(7) 森克己「戒覚の渡宋記について」（「中央大学文学部紀要」第63号、昭和四十七年三月）にも、宋商が船賃で暴利を得ていたことが明らかにされる。

(8) 『扶桑略記』承暦四とし閏八月三十日条に「大宋国商人孫吉忠齊明州陳云々」とあり、「孫吉忠」は「孫忠」であり、また「孫吉」とも呼ばれたようで、『帥記』（史料大成）の「孫告」は「孫吉」の誤写か誤植であろう。

(9) 森克己『日宋貿易の研究』（昭和五十年刊、国書刊行会）によると、「貿易の許可・不許可決定に際して、準拠すべき根本規定は、商船に対して予め規定せられた来航年限、即ち一定の歳月（最小限二箇年）を隔てて来航すべき約条であつて、若しこの規定を犯して頻繁に来航するものがあれば、政府は官符を大宰府に下し、即時本国へ回却を命ずる方針であつた」とする。なお、これ以前の渤海国との交流は「一紀一頁」（十二年間隔）の取り決めがあったものの、これも厳密には遵守されなかったようである。

(10) 注8の著書による。

（いい・はるき）